

鳥取県企業局訓令第1号

鳥取県企業局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局文書管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県企業局文書管理規程（平成6年鳥取県企業訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（定義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（5）略 （6）電子申請等システム 電子計算機を利用して、電磁的方法により文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）で、知事部局総務部<u>政策法務課</u>（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条に規定する<u>政策法務課</u>をいう。）が所管するもの（「電子申請・総合文書管理・電子決裁システム」と呼称する。）をいう。 （7）及び（8）略</p>	<p>（定義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（5）略 （6）電子申請等システム 電子計算機を利用して、電磁的方法により文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）で、知事部局総務部<u>政策法務室</u>（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条に規定する<u>政策法務室</u>をいう。）が所管するもの（「電子申請・総合文書管理・電子決裁システム」と呼称する。）をいう。 （7）及び（8）略</p>

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。